

証明書見本

××年度 **A** 市民税・県民税課税証明書

B 住所 ○○市○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○
課税期日の住所 ○○市○丁目○番○号

C ××年度

所得の内訳	(給与収入) ×××円 給与所得 ×××円 (公的年金収入) ×××円 雑所得 ×××円 不動産所得 ×××円 株式等譲渡所得 ×××円 合計所得金額 ×××円 **以下余白**	医療費控除 ×××円 社会保険料控除 ×××円 生命保険料控除 ×××円 扶養控除 ×××円 基礎控除 ×××円 所得控除計 ×××円 **以下余白**	課税標準額 総所得金額 ×××円 株式等譲渡所得 ×××円 年税額 税額控除(市民税) ×××円 税額控除(県民税) ×××円 均等割(市民税) ×××円 均等割(県民税) ×××円 所得割(市民税) ×××円 所得割(県民税) ×××円
-------	--	--	--

控配	扶養人数	障害	本人
老人	老人 同居 16歳未満 特別(内同居) その他	特別障害 その他	妻(夫) 勤労学生
人	人 人 人 人 人	人	人

無職・無収入の方及び、学生の方も提出が必要です

A 市区町村によって、証明書の名称及び様式等が異なる場合がありますので、あらかじめ確認をお願いします。

証明書の名称例 ⇒ 所得・課税証明書、非課税証明書、所得証明書 等

B 必ず調査対象者(被扶養者)の提出をお願いします。

C 必ず「前年収入の内訳(※)」が記載されているものを提出してください。

・令和5年1月～12月の間、無職・無収入の方が証明書を発行を希望する場合、窓口での申告が必要になる場合があります。その際、発行に1カ月ほど有する場合がありますので、お早めにお住いの市区町村にご確認ください。

(※) 給与収入や年金収入は、所得金額ではなく総支給金額を確認します。

重要!

この証明書では
受付できません

【留意事項】

××年度 非課税証明書

住所	×××
氏名	×××
生年月日	×××

上記のものは、地方税法の規定により、××年度の市県民税が非課税であることを証明する。

市県民税課税証明書

住所 ×××

氏名 ×××

令和××年度					
市民税	県民税		市県民税		備考
所得割	均等割	所得割	均等割	市県民税	
Y××	Y××	Y××	Y××	Y××	非課税

上記のとおり間違いないことを証明します。

令和××年××月××日

××市長 ×××

収入の内訳が記載されていない、上記の証明書では受付できません。

資格確認調査で確認させていただくのは、「被扶養者の収入状況」です。

【非課税の対象の方 = 無職・無収入】ではない場合もございますので、必ず収入の内訳が記載されている証明書の提出をお願い致します。

「所得・課税証明書」に関するよくある質問

Q 前年よりも前から無職・無収入ですが、証明書の提出は必要ないですか？

A 前年よりも前から無職・無収入の場合でも、所得・課税証明書の提出は必要です。収入の内訳が記載されている証明書にて、収入がないことを確認致します。

Q 所得・課税証明書の代わりに、前年分の源泉徴収票を提出してもいいですか？



A 複数の勤務先で就業している可能性がある為、原則、源泉徴収票での受付はできません。

Q 所得・課税証明書に記載されている収入金額が、扶養認定基準額（※）を超えていました。被扶養者の資格は継続できますか？

（※）年間130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円未満）

A 継続することはできません。

扶養認定基準額を満たしていないと判断し、原則、被扶養者の資格削除の対象となります。

ただし、やむを得ない事情（新型コロナウイルスのワクチン接種業務に従事していた等）がある場合は、健保にて「一時的な収入増である」かの確認を行い、資格継続可否を判断致します。



Q 今年の1月1日時点で日本に住民票がなかった為、所得・課税証明書が発行できないと言われました。何を提出したらいいですか？

- A
- ・前年1月～12月に収入がない場合は、「被扶養者の収入に関する確約書」（※1）を記入し、提出してください。
 - ・前年1月～12月に収入がある場合は、収入金額が確認できる書類（※）も併せて提出してください。

（※1）対象者にのみ調査票に同封しています。

（※2）外国語で記載されている場合は、翻訳文（近親者以外の第三者が翻訳し、署名したものが必要）